

小児慢性特定疾病「指定医」申請について

1、指定医の役割

小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請（新規/更新）に必要な医療意見書の作成

2、指定医の申請要件

申請時において、5年以上の診断・治療に従事した経験（※1）がある医師のうち、以下の①または②の要件を満たすこと。

- ① 厚生労働大臣が定めた専門医資格（※2）を有する医師
- ② 都道府県の実施した指定医研修を受講した医師

※1 臨床医研修の期間を含みます。また、小児慢性特定疾病以外の診断、診療経験でも構いません。

※2 小児慢性特定疾病情報センター (<http://www.shouman.jp/about/specialist>) を参照のこと

3、申請時提出書類

- ① 指定医指定申請書兼履歴書
- ② 医師免許証の写し
- ③ 専門医資格を有することを証明する書類の写し（専門医のみ）

4、提出先

〒900-8570

那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県地域保健課 母子保健班 担当 森宛 （Tel：098-866-2215）

（4月から所管課が変わりました）

5、指定の有効期限

5年間（申請のあった月の一日から指定）

6、その他

- ・平成27年1月1日以後の新規申請時の医療意見書の作成は指定医に限ります。
- ・指定後に県より「指定通知書」を送付するとともに、主たる勤務先及び氏名等を県ホームページ等で公開します。
- ・専門医資格を持たず、研修会も受講していない指定医は、平成29年3月31日で指定医の資格が剥奪されますのでご注意ください。